



# 花雲だより

2学期スタート号  
県立石川高校 生徒指導部

## 2学期スタート、学校生活モードに！

長い夏休みが瞬く間に過ぎて、いよいよ2学期がスタートしました。今年は「長梅雨、冷夏」と予報されていましたが、それに反して例年通りの暑い夏となりました。さて、みなさんは、どんな夏休みを過ごしましたか？

夏休み中、皆さんに関する、大きな事故や事件に巻き込まれたという報告がありませんでした。

長丁場の2学期です。そして、公開文化祭「石菜祭」に向けて具体的に準備が進んでいきます。2年生にとっては、修学旅行まであと1ヶ月となりました。何より3年生にとっては、人生の方向性を決める大切な時期となりました。それぞれ、良いスタートを切り、充実した2学期にしてほしいと思います。

まずは、夏休みモードから学校生活モードに、心も身体も切り替えることが大切です。8月28日(金)からは、登校指導強化週間になります。基本に戻って、『挨拶、身だしなみ推進運動』『早寝、早起き、朝ごはん運動』を意識した生活をしてください。

**8月28日(金)～9月1日(火) 登校指導強化週間**



スクールカウンセラー来校日 -8.9月-  
8/27日(木) 9/9日(水),16日(水),30日(水)



## 「青少年健全育成条例」って知っていますか？

各都道府県や市町村において決められたルールを「条例」と言います。もちろん、わが国には、憲法がありますからその範囲内で条例が制定されます。そして、この「青少年健全育成条例」とは、文字通り「青少年(18歳以下)を健全に育成する」ために作られたルールであり、青少年を犯罪や不良行為に及ばないように守るためにあります。今回は、その条例の中からいくつか取り上げ、理解を深めてほしいと思います。

○遊戯営業等の場所への立ち入り禁止(第23の2)

・パチンコ店などへの出入りを禁止するものです。カラオケ店なども規制の対象となっていますが、店側が条例を守って営業すれば青少年の出入りが認められています。

○みだらな性行為及びわいせつ行為の禁止(第24条)

・成人が青少年に対してこのような行為を禁止しています。

○入れ墨の禁止(第24条の2)

・最近、若者を中心にファッション感覚で入れ墨(タトゥー)している人がいます。青少年は、条例で禁止されています。

○深夜外出の制限(第25条)

・深夜とは、午後10時から翌日の午前5時までを言います。先日大阪府寝屋川市でおきた中1女子殺害事件では、この条例違反となる深夜に該当する時間に外出していました。このことが、事件の直接の要因とはなっていないかもしれませんが、深夜の外出は大変危険な行為であることはいうまでもありません。

**ルールは、私達の生活の安全・安心を守るためにあります。**

**2学期も、ルールをしっかり守って落ち着いた生活を心掛けましょう**